

# 文教警察企業常任委員会会議録

平成21年 1 月28日

場 所 第3委員会室

平成21年 1月28日 (水曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
  - ・平成20年中の交通事故発生状況等について
  - ・被疑者取調べの監督に関する制度について
  - ・宮崎の教育創造プランの変更(概要)について
  - ・「学校裏サイト」に関するアンケート調査結果について
  - ・平成20年度全国体力・運動能力等調査結果について

出席委員(9人)

委員	長	押川	修一郎
副委員	長	松村	悟郎
委員		福田	作弥
委員		井本	英雄
委員		萩原	耕三
委員		太田	清海
委員		凶師	博規
委員		田口	雄二
委員		川添	博

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	相浦	勇二
警務部長	橋本	昌典

警務部参事官兼  
首席監察官

富山 和年

生活安全部長

椎葉 今朝邦

刑事部長

松尾 清治

交通部長

中原 雅男

警備部長

柄本 重敏

警務部参事官兼  
会計課長

永野 文章

警務部参事官兼  
警務課長

長友 重徳

生活安全部参事官兼  
生活安全企画課長

松木 左都夫

総務課長

宮下 貴次

少年課長

柏田 和彦

交通規制課長

湯地 幸一

運転免許課長

大町 正行

教育委員会

教育長

渡辺 義人

教育次長  
(総括)

一原 則幸

教育次長  
(教育政策担当兼  
全国高等学校総合  
文化祭推進室長)

寺田 建一

教育次長  
(教育振興担当)

満丸 洋一

総務課長

金丸 政保

政策企画監

吉村 久美子

財務福利課長

井上 貴

学校政策課長

黒木 正彦

学校支援監

二見 俊一

特別支援教育室長

瀬川 健治

教職員課長

堀野 誠

生涯学習課長

勢井 史人

スポーツ振興課長

得能 剛

全国スポーツ・レクリ  
エーション祭推進室長

川井田 和人

文化財課長

清野 勉

人権同和教育室長

厨子 透

---

事務局職員出席者

政策調査課主幹 齊藤安彦

議事課主任主事 吉田拓郎

---

○押川委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

---

午前10時1分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○相浦警察本部長 せんだっての臨時議会での補正予算御審議どうもありがとうございました。早速、予算につきましては、適正・適切に執行して、本来の目的にかなうようにきっちりやっけていきたいというふうに思っております。

今日は、閉会中の常任委員会ということでございまして、2テーマ、今回御報告をさせていただきたいと思っております。交通事故発生状況の関係と、現在取り組んでおります取調べの監督に関する制度につきまして、担当部長から御報告をさせたいと思っております。よろしく申し上げます。

○中原交通部長 それでは、平成20年中の交通

事故発生状況等につきまして、お手元の資料1に基づきまして、御報告いたします。

まず、1の平成20年中の全国・県内の交通事故発生状況についてであります。表の上段が全国、下段が県内ですが、全国・県内とも発生件数、死者数、負傷者数ともすべて前年対比マイナスとなっております。

全国の死者数は、前年比マイナス589人の5,155人、これは8年連続の減少でありまして、一昨年54年ぶりに5,000人台となりましたが、昨年は、それをさらに下回り、第8次交通安全基本計画の平成22年までに5,500人以下とするという目標を2年前倒しで達成いたしました。また、負傷者数は、10年ぶりに100万人を下回り、94万人台になりました。

一方、県内の死者数は、前年対比マイナス32人の48人でした。これも2年連続して減少し、報道等で既に御承知かと思いますが、死者数の減少率40%は全国1位ということで、昭和31年以来52年ぶりの40人台となりました。第8次宮崎県交通安全計画「平成22年までに61人以下とする」という目標を、全国と同じく2年前倒しで達成をいたしたところでございます。また、発生件数・負傷者数につきましても、3年連続の減少となりました。これも委員の皆様方を初め、関係機関・団体の皆様方が一丸となって、交通事故防止対策を推進していただいた結果と考えております。

次に、2の全国・県内の死者数推移についてであります。グラフは、平成11年から昨年まで10年間の交通死者数の推移であり、全国の死者数を棒グラフ、本県の死者数を折れ線グラフで表示しております。

全国の死者数は、平成13年以降右肩下がりに減少しておりますけれども、本県は、なかなか

そうはいかず、一昨年までは80人から100人前後の高どまり状態が続いておりました。過去10年間で最も多かったのは、全国、本県とも平成12年でありますが、その当時と比較し、昨年は全国、本県とも、いずれも大幅に減少をいたしました。

しかしながら、この表の下に米印で記載しておりますけれども、本県の人口10万人当たりの死者数4.2人は、ようやく全国平均4.0人並みになったところでありまして、発生件数、負傷者数にありましては、いまだ全国レベルの減少には至っていないという状況にあります。

次に、3の平成20年中の県内の死亡事故の特徴についてであります。

年代別で見えますと、高齢死者数は、前年比マイナス20人と減少したものの、全死者に占める割合は約52%（25人）と依然として高く、中でも、歩行者・自転車乗用中の割合が高く、高齢死者数の56%（14人）であります。路線別では、国道、県道の割合が61%（28件）と高いこと、原因別では、ドライバーのわき見運転や考え事等によるものが約54%（25件）と半数以上を占め、ちょっとした油断によるものが多いこと、しかも、そのドライバーの半数は無事故・無違反のドライバーでありまして、残り3割は違反やら事故が一回のみの前歴があるドライバーということで、大体8割は、通常言う普通のドライバーであるということがございます。

最後に、4の平成21年中の交通事故防止重点対策についてであります。

本年の交通事故防止重点対策は、「交通事故抑止総合対策“5S”プラン」としております。これは、県内の交通情勢等を踏まえ、基本的には、昨年実施いたしました“チャレンジ70・5S”プランを柱とした対策を、本年も引き続き

推進してまいりたいと考えております。

それでは、本プランにつきまして御説明いたしますが、1枚めくっていただきまして、別表の交通事故抑止総合対策“5S”プランのチャート図をごらんいただきたいと思っております。5つの柱で構成しておりますけれども、特に、上の2つ、「高齢者の交通事故防止」と「飲酒運転根絶」を中心として御説明をしたいと思います。

まず、第1の柱であります高齢者の交通事故防止についてであります。これは3つの対策からなっております。まず1つが一般運転者対策でございます。これは、お年寄りにやさしい運転「3S運動」で昨年も実施したんですけれども、全ドライバーに対しまして、前をよく見る、それからゆっくり走行する、必要があれば一時停止をするということを励行してもらい、お年寄りにやさしい運転を推進する運動であります。これは、本県の最も典型的な高齢者の死亡事故のパターンであります一般ドライバーが、高齢者を、通りなれた道ではねてしまうという事故の防止に重点を当てた施策でありますので、当面、息長く推進してまいりたいと考えております。

更新時講習等における高齢者被害の死亡事故実態を理解させる内容の小テストの活用についても、昨年末までで約17万人、県下の全免許人口の約22%に対しまして実施しております。今後も免許保有者全員に実施ができるまで継続をしていく予定でございます。

「1.10、1.30作戦」につきましては、いわゆるミニ検問のことでありまして、本年、新しく取り入れた施策であります。この作戦は、無事故・無違反のドライバーに対しても、運転すること自体が危険な行為であることを自覚させ、緊張感を醸成して、わき見運転等を防止することを

目的としたものでありまして、具体的には、日勤勤務の警察官、朝から夕方まで勤務するという警察官ですね、こういう制服の警察官については1日10台、それから当番といまして、けさから翌朝、次の日の朝まで、一昼夜勤務するという警察官の勤務形態がありますけれども、こういう警察官につきましては、1当務30台を目安に通行車両をとめて、現場での交通事故の実態等を教示したり、交通事故防止アドバイス等をするというものでございます。

次に、高齢運転者対策でございますけれども、1つが、運転免許証を返納しやすい環境整備の充実、これは返納メリット制度と内部では言っておりますけれども、自主的に免許証を返納していただきやすい環境をつくることを充実していきたいと。それから危険運転者の通報及び個別指導の実施、それから高齢運転者標識、通称もみじマークと言っておりますけれども、これの表示を促進していくということを引き続き行っていきたいと考えております。

次に、高齢歩行者・自転車利用者対策でございます。高齢者「交通安全・健康」セミナーの実施、それから幹線道沿いの高齢者宅の個別訪問によるきめ細かい交通安全指導の推進、シルバー連絡所の活用と、高齢者宅ローラー作戦の実施については、昨年と変更ありませんので、今年も引き続き、高齢者宅訪問活動を強化し、きめ細かな交通安全指導を推進してまいりたいと考えております。

3つ目の安全教育時におけるQC活動の積極的導入は、本年新しく取り入れたものでありますけれども、従来から交通安全教室を実施しておるわけですが、一方的に、こちらがいろんなことをお知らせするというだけじゃなくて、教室に参加されました高齢者の方と、とも

と一緒に考えて、ともに検討していく新しい交通教室のやり方というのをQC活動と言っておりますけど、これを取り入れて交通安全教育を実施していきたいというものでございます。

次に、大きな第2の柱でございます飲酒運転根絶についてであります。一昨年の9月から飲酒運転に関する罰則が強化されまして、取締りや広報啓発活動を強化しているところでありますけれども、県内では、昨年中、飲酒運転による死亡事故は2件でございまして、これは一昨年対比マイナス5件と、飲酒運転による検挙者、これは563人で前年対比マイナス113人ということで、いずれも、減少はしておるものの、飲酒運転による逮捕者は103人ということで、これは対前年比マイナス2名、それから、飲酒運転による人身事故件数は66件で、これは前年対比マイナス2件と、ほぼ横ばいということでございます。周辺者三罪検挙者数は26人ということで、これは、平成19年の9月に施行されました法律なんでございますけれども、飲酒運転をするおそれのある者に車両を提供してはいけない、あるいは酒類を提供してはいけない、そして飲酒運転をしておる運転者の車に同乗してはいけないというものですけれども、これで26人検挙したところでございます。

こういう状況で、依然として、飲酒運転の根絶には至っていない状況でございまして、今後さらに、飲酒運転の取締り及び飲酒運転をしない、させない環境づくりに向けた広報啓発を同時並行的に強力に進める必要があると考えております。したがって、本年は、最重点の高齢者対策とあわせ、飲酒運転根絶対策をもう一つの重点として取り組むこととし、飲酒運転根絶の項目を取締りと広報啓発の2つに分けて、それぞれ具体的に推進事項を設けることといた

しました。

まず、取締りについてであります、飲酒運転根絶を最重点とした取締りの強化、飲酒運転教唆・幫助並びに飲酒運転周辺者三罪等事件捜査の徹底としておりますので、時間、場所、方法に工夫を凝らした取締りはもちろん、飲酒運転を検挙した際は、運転者のみならず、飲酒場所、同乗者等に対する徹底した捜査を行い、車両・酒類の提供罪、同乗罪等を積極的に適用することとしております。

広報啓発につきましては、自治体や関係機関・団体と連携した飲酒運転根絶運動の展開、運転代行連絡協議会（仮称）の設立等関係業者の育成、この2つの項目を挙げております。昨年、飲酒事故を起こした者の約4割は、飲食店で飲酒した後、運転しているという現状がありますので、飲食店等に対するポスター・チラシの配布を行うとともに、飲酒運転根絶の受け皿となっている運転代行業の方々に協力を要請し、各地区ごとに運転代行連絡協議会（仮称）を設立し、飲酒運転根絶のための運転代行の利用促進や、自主的な広報啓発活動の促進を図ってまいりたいと考えております。

他の本対策の下の3つの柱、「信号の遵守等交通ルールの浸透」、「速度抑制等被害軽減」、「夕暮れ時の街頭活動」につきましても、昨年と同様、関係機関・団体と連携した交通安全意識向上のための広報啓発活動、交通事故に直結する悪質・危険で迷惑性の高い違反の重点的な取締り、また道路管理者と連携した交通安全施設の整備など、引き続き、効果的な推進に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わりますが、昨年のご良好な状態を定着させるよう、本年も、交通事故抑止に総力を挙げて取り組むこととしておりますので、

何とぞ御協力・御支援のほどをよろしく願いをいたします。以上でございます。

○橋本警務部長 それでは、2点目の報告事項といたしまして、本年4月1日から施行されます被疑者取調べの監督に関する制度について御説明いたします。資料2に基づきまして説明いたしたいと思っております。

警察による被疑者の取調べにつきましては、他県の警察におきまして、そのあり方を問われるような深刻な無罪判決などが相次いだことなど踏まえまして、国家公安委員会において、警察捜査における取調べの一層の適正化を喫緊の課題と認め、全国警察を挙げた取り組みが必要であるといったしまして、平成19年11月ですけれども、「警察捜査における取調べの適正化について」というものを決定いたしましたところでございます。

その具体的中身につきましては、ここに書いてありますけれども4点ございまして、1つは、取調べに対する監督の強化、2つ目は、取調べ時間の管理の厳格化、3点目で、その他適正な取調べを担保するための措置、4点目として、捜査に携わる者の意識向上ということでございまして、これらの点について検討した上、逐次、対策を講じるように国家公安委員会から警察庁に求めたというものでございます。

この決定に基づきまして、警察庁では、平成20年1月、昨年の1月ですけれども、取調べに対する監督の強化などを柱とする「警察捜査における取調べ適正化指針」というものを策定いたしまして、また、この指針を実施するために、昨年3月でございますけれども、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」と、これは国家公安委員会規則でございます。これを制定して、捜査部門以外の部門による被疑者取調べの監督に関する仕組みをこの規則の中で規定いた

したところでございます。現在は、昨年9月からこの具体的な制度を試験運用した後に、本年の4月1日から、全国警察において本格的に施行するというところになっていてございます。

この被疑者取調べの監督に関する制度の基本的な仕組みと申しますのは、取調べを初めとする犯罪捜査を直接担当しない警務部門、まさに私の部門でございませけれども、警務部門に必要な体制を整備して、取調べに関する監督を担当させるというものでございまして、警察組織内部におけるチェック機能を発揮させることによって、不適正な取調べの未然防止を図ろうというものでございます。したがって、取調べ監督業務の体制につきましては、2番目になりますけれども、監督業務を担当する取調べ監督官というものがございまして、これは、犯罪捜査を直接担当しない警察本部の警務部の取調べ監督業務担当課の警部以上の警察官であるとか、また、警察署にあっては警務課長であるとか、そういった者がその任に当たるということになっております。

具体的にどういうことを業務にするかということでございますけれども、その前に、資料2の4の監督対象行為というところをごらんいただければと思います。この監督対象行為というものは、冒頭申し上げた被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、国家公安委員会規則でございますけれども、この規則に規定されている行為でございまして、具体的には「やむを得ない場合を除き、身体に接触すること」であるとか、「直接又は間接に有形力を行使すること」などを不適正な取調べにつながるおそれがある行為として、この7類型というものが定められているところでございます。

先ほど監督体制のところでも申し上げた警務部門の警察官、これは取調べ監督官となりますけれども、この取調べ監督官、何をやるかといいますと、いわゆる——わかりやすく言うと被疑者の取調べにおいて、この7類型にあるような監督対象行為が行われていないか、例えば、被疑者に暴行を加えたりとか、ノートを投げつけたりするような行為がないかどうか、本部長等の事前承認を受けずに、午後10時以降に取調べを行ったり、一日につき8時間を超える取調べを行ったりするような行為がないかどうか、そういったものについて、その取調べ室の外部から目視であるとか、または関係書類の閲覧などによりまして、状況を確認するというようなことを警務部門のほうで行うこととなっております。

警務部門の取調べ監督官が取調べ状況を確認した場合に、仮に、その監督対象行為、この7類型にあるような行為を認めた場合には、取調べを中止するなどの措置をとることとなります。

また、取調べ監督の実施状況につきましては、毎年度少なくとも1回、公安委員会のほうに報告が義務づけられてございまして、そういった形で公安委員会には報告することといたしております。

この被疑者取調べの監督に関する制度でありますけれども、冒頭申し上げたとおり、本年4月1日から施行されることとなっておりますが、新しい制度でありますし、円滑かつ適切な運用を図るという必要性もありますので、昨年の9月1日から試験運用というものを実施しているところでございます。

試験運用期間は、昨年の9月1日から本年の3月31日までの7カ月間でございまして、その9月1日から始めているのは、宮崎北警察署、宮崎南警察署、西都・高鍋警察署の4警察署で

ございます。また、昨年の12月1日からは、警察本部も取調べを行いますし、そのほかの県内すべての警察署を対象に、現在、すべての所属において、この試験運用を行っているところでございます。

繰り返しですけれども、それぞれの警察署においては、基本的には、警務課長がその取調べ監督官に当たりまして、また、その補助者といったしまして、数名の警察官がそれを補助するというところでございまして、具体的には、3に写真がありますけれども、現在、こういうような透視鏡というものを整備しておりますけれども、こういったところから取調べ状況を目視したりとか、また、書類なんかを見ながら、適切に実施しているところでございます。

この透視鏡につきましては、予算の関係上、工事の関係上、現在、一部の取調室のみにしか設置することができなくなってございまして、ほかの部分につきましては、ドアスコープというものがついておりますので、そういったものを通して、中の状況を確認しているところではございますけれども、現在、すべての取調室にこのような透視鏡が設置できるように予算要求をしているところでございます。また、2月の21年度予算のときに、これを計上した場合にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

このように、今、申し上げたとおり、3の形で今、取調べ監督官というのは業務を行っております、この透視鏡の中では——これはまさに透視鏡でございまして、いわゆるマジックミラーでありまして、取調室の内部からは外の様子は絶対見えないと。まさに取調べ監督官がのぞいている姿が見えないようなガラスをやっておりますので——こういうカーテンがあるのは、マジックミラーといえども、光の強さ、弱さに

よって多少見えてしまうこともあるものですから、確実に見えないようにするために、このような仕掛けをつくっているということでございます。

既に、試験運用から、昨年の9月1日に始めて5カ月間経過しておりますけれども、本県におきましては、監督対象行為の発生はありません。

本年4月1日の本格運用まであと2月、3月と2カ月余りとなりましたけれども、今後も、この試験運用を通じて、各警察職員に対して、適正な取調べのあり方というものについての実践的な教養を積み重ねながら、万が一にもその監督対象行為などが起きることがないように努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

**○押川委員長** 執行部の説明が終了いたしました。報告事項について、質疑はございませんか。

**○井本委員** この交通事故が減ったというのは、これは素晴らしいことですが、原因というのは、結局、この安全運動が非常にうまくいったということなんじゃないかな。

**○中原交通部長** 正確な分析というのは、なかなかできていないのが現状なんですけれども、一つ言えることは、高齢者の死者が相当減ったというのが事実なんです。といいますのが、去年は48人のうちの25人が高齢者の方だと、一去年は80人中45人なんです。20名高齢者の方が少なくなったんですけれども、32名昨年減らした中の20名は高齢者ということでございます。

高齢者に対する先ほど申し上げましたように、直接、高齢者宅を訪問して、いろんな交通安全指導、アドバイスをするという活動を全警察署、地道にやっております、これの効果も若干出てきつつあるのかなと。その他、取締りと、そ

れから交通安全施設の整備等々と相まって、昨年のような状態じゃなかったかなということは考えております。

その他、細かい話はあるんですけども、高齢者の死亡事故が非常に多いというのが一つの本県の特徴でございましたので、そこが若干減ってきたというのは、ある程度、我々がやってきた施策が的を射ていたのかなということは感じております。以上でございます。

**○井本委員** 非常に素晴らしいことですが、それで、10万人当たりの死者数は県内4.2人、これでもまだ全国平均より上だと、そんなものかと思ったんですが、この統計の出し方も、たしか10万人に1人、これでやればそうだけど、東京なんかは車、持っている人が、実際見て少ないんですよね。年寄りはもちろん、普通の我々もそうでしたが、電車に乗ったほうが早いんですよ。だから、恐らく1人当たりの車の——10万人当たりとか何万人当たりの車持っている人というのは非常に少ないと思うんですね。そういうふうな計算というのはやったことはあるんでしょうかね。車の台数に比べて死者数がこのくらいとかね、そんな……。

**○中原交通部長** 統計的には、人口10万人当たりの死者数とか、免許人口1万人当たりの死者数とか、自動車1万台当たりの死者数とかいう数字は出ております。

それで見てみますと、確かに委員がおっしゃるように、大都市といいますか、東京、大阪、神奈川というようなところは、人口10万人当たりで見ますと、確かに上のほうにありまして、死者数が非常に少ないと、そういうことでございます。ほかの免許人口とか自動車1万台当たりで見ましても、本県は、免許人口1万人当たりで全国でいいほうから12番目ぐらい、それか

ら自動車1万台当たりについては上から5番目ということで、これは昨年のデータでございますけど、よくはなってきたおるといふふうに考えております。

**○井本委員** わかりました。

それから、最後の取調べ監督に関する制度ですが、この最後の、監督対象行為というのは、過去は許されていたことなんですか。それとも過去もだめだとか……。

**○松尾刑事部長** 過去は許されていたかどうかという御質問ですけど、適正捜査というものをやるということで、我々もずっとやってきておりまして、過去にどういう事例があったのかということをよく認識しませんけれども、例えば、被疑者に手を出すとか、そういうことはやっぱりそれは許されないことだろうと思いますし、そういう範疇からこういうものが規定化されたものかなというふうに認識はいたしておりますけど。

**○相浦警察本部長** この監督対象行為とかは概括的に書いておりますけれども、(7)を除く(1)から(6)の場合ですと、恐らく典型例は違法な捜査だと思います。ただ、(1)から(6)の中で、状況によって例外的に許されるようなことが場合によってはあるかもしれない。例えば、やむを得ない、これは、一応やむを得ない場合を除きとは書いてありますけれども、取調べの過程で、取調べをしている相手方が例えば、イメージなんですけど、おいおい泣き出したとか、あるいはいすからおりてその場にひざまずきだしたときに、いや、ちょっと座れよということで、肩にさわるといふことは、これはあり得ると思うので、それは多分、やむを得ない場合に入るんだと思うんですけども、ちょっと例外的な場合を除けば、基本的には、

私は、これは違法な捜査だと思っていますし、あってはならないと思いますし、過去にもこういうことがあってはならなかったと。ただ、(7)に関しましては、どちらかという、内部のオーソライズをどこまでするかという問題でございますので、これを機会に、きっちりと最終的な指揮官が時間のコントロールをしようという趣旨でございますので、これはあろうがなかろうが全体トータルの評価として、違法に当たることはないということもしばしばあるのかなというふうに考えております。

**○井本委員** わかりました。基本的には、違法な行為だったんだらうということでしょうが、それで、今度の監督体制というのは、今度は警察署長なり本部長なりが、だれかを監督官ということで指名というか、任命するわけでしょうが、今までも、結局、これは基本的に違法だったと、それに対して、監督する人間はおらんこともなかったと、今度は新しく監督官というのを指名すると、そうすると、状況的にどこが違うのか、監督官という新しい任命ができたということもそれはそうなんだけれども、でも、今までだって監督官はいたことはいたと、これも、しかもまた内部の人間だと、どのくらい実効性があるのかなという気がするんですがね。やらんよりはやったほうがましだと、こういう感じがするんだけど、果たして、その辺はどうですか。

**○橋本警務部長** 質問のまず1点、正確に説明いたしますと、従前、監督官というのはいなかった。加えて、今、3番目の写真にあるように、いわゆる取調室の内部は、ドアはそれぞれについていますけれども、基本的にはだれも見えてなかったという状況がございまして、したがって、この制度ができて以降、何が起きるかという、

まず、それぞれの取調室にこういう透視鏡というものができて、内部の様子が見えるようになった。2つ目に、見るべき人間をきちっと決めた。3つ目として、見るべき人間が仮に内部でおかしなことがあった場合には、その人間の責任において、その取調べを中止したり、中止を指示したりすることができるようになると、このルールが明確に規定されたことで、従前とは全く違う、実効性の高いものができ上がったというふうに考えております。

**○井本委員** それは、とにかく一歩前進であろうという気がしますので、経過を見させていただきます。

**○川添委員** 交通事故のほうなんです、飲酒運転取締りにおいて、道交法が変わってからのいわゆる飲食店とか同乗者についての摘発、こういうのは、事例はどれぐらいあったんでしょうか。道交法改正後に。

**○中原交通部長** 先ほどの御報告の中でもちょっと触れましたけれども、19年の9月に道交法が変わりまして、「周辺者三罪」というのができまして、今、委員の言われた内容だと思うんですけども、昨年末までで26人検挙しておりますが、車両を提供した罪によって5人、酒類提供が1名、それから同乗、飲酒運転をしている人の車に乗ったというので20人ということで、計26人を検挙しております。

**○川添委員** それと、5Sプランの指標というか、年間の目標、55人以下ということになっておりますが、先ほど井本委員からも指摘があったように、単純に、人口割だけでなかなか多い少ないというのは判断が難しいところがあると思うんですけど、都会と地方とですよ。ただ、ぱっとこれ、いろいろグラフとか見たときに、今まで、過去が非常に悪かったということによ

うやく平均にきたと。ということは、平均以下を目指すという高い目標に立った場合に、55人というのはちょっと甘いような気がするんですけど、50人とか50人以下とか、そういった目標設定というのは検討はなかったんでしょうか。

**○中原交通部長** 御指摘ももっともなところもあると思うんですけども、昨年、48人という抑止ができたのに、本年の抑止が一応55人ということですけども、これはあくまで最低の目標でございまして、昨年よりも下回っての抑止を目指すというのは当然でございます。

ただ、各警察署とも一生懸命やってくれてはおるんですけども、余りにも何と申しますか、48人を下回って40人とか35人とか一遍にいきますと、なかなか厳しいところもございまして、一応5,500人以下という大きな目標の1%ということ等も含めまして55人ということで、これは、あくまでも内部的には最低のものでありまして、目標は一人でも少なくと、基本的にはゼロというのが目標でないといけないわけですので、そういうことで55人ということでした。

**○相浦警察本部長** 若干補足します。

ここの55人以下を目指すというのは、これはあくまでも警察内部の目標でございます。一番わかりやすく申し上げますと、最終的に48人とどまりました平成20年の我々の目標は、70人以下でございました。交通死者が最終的に何人になるのかという問題は申し上げるまでもないですけども、我々交通警察だけの問題では決まらざるでございまして、特に、知事を頭とされる一連の県下全体での関係団体、関係自治体、関係事業体の広報啓発運動というのは一番大きな推進力になっているんですね。ですから、我々としては、例えば、何人を目指すから手を抜く

とか、何人を目指すから頑張るとかという、そもそもそういう性質の数字ではもとよりないんですね。この55と出したのは、一応のざっくりとした交通部幹部と検討した結論なんですけど、わかりやすく言うと、これまで80の岩盤があったということで取り組んできて、やっと一応80の世界から55の世界に入ってきたなど、それで、とりあえず、じゃ、去年48だったからこれをさらに削るとか、そういう安易な発想じゃなくて、とりあえず、少なくとも50水準でまず落ち着かせなきゃいかんだろうというのが最大限の目標なんですね。

それで、結果的に署に振りつけたときに55という数にしていますが、別に55以下だから我々として丸を出すものでもなければ、56だからばつを出すものでは決してなくて、一人でも数を少なくしたいというふうに思っています、実際内部のこれからの交通部の幹部、もう既に内々には指示・指導していますけれども、交通部の幹部の会議も行いますけれども、55人でいいよという指示は一切いたしません。ただ、48でこれまでの交通情勢を考えると、比較的よい結果が出たので、まず最低限、この地歩を固めようと、さらに、我々でまたいろいろとできることが見えてまいりましたので、できることをともかくやって、一人でも少なくするという趣旨でございますので、そういう趣旨の指標だというように御理解をいただきたいと思います。

**○川添委員** わかりました。

次に、取調べ監督制度ですが、これは昨年の9月から全国で部分的に一応試験運用が行われているということで、この3カ月間余りですかね、全国で部分的に行われてきた中で、どういった問題点とか課題、そしてまた、事例が出てきたのか、公式に発表されている部分だけでも結

構ですので、御説明いただけるとありがたいと思います。この3カ月余りです。

○橋本警務部長 まさに、試行段階の話であって、それぞれ手探りな状況でもあるので、各県いろんな課題はあったやに聞いてはおりますが、その中でも一番課題とされていたのは、取調べをする側とそれから監督を行う側との情報網と聞いていますか、いつ取調べを行うのかと。要は、監督する側も取調べが行われるという情報がなければ入れないもんですから、その部分での情報のやり取りの部分についての仕組みづくりに各県苦労していたような話をよく聞いております。

ただ、宮崎県におきましては、取調べ状況をきちっと把握するシステムというものを、試行段階や9月1日以前に構築をいたしまして、取り調べる側が、この時間、取り調べるということを入力し、それを監督する側が見ることができるようになったことで、基本的には、そういう問題については、宮崎県ではうまくできているというような状況になっております。

○川添委員 いや、私がお尋ねしたのは、全国で部分的に試験運用が行われていて、その中でいろんな出てきた事例、警察庁とかで発表された事例でもいいんですけども、どういった事例があったのか、3カ月の間に。

○橋本警務部長 基本的に警察庁のほうで統計をとっているというふうに聞いておまして、その状況を各種会議で我々も仄聞している限りにおきましては、15件ほどあったやには聞いております。一番あれなのは、時間の管理の部分であって、午後10時以降の取調べを行うのに事前承認をもらわなかったとか、そういったものが半数ぐらいあって、そのほか新聞報道等もありましたけれども、たばこや飲食物を提供した

とか、そういったようなものがあったというふうに承知はいたしております。

○川添委員 それと、いよいよ4月から全面的に県警でも導入ということになるわけですが、監督官の全体の最初の人数ですよね、配置人数、これは何人ぐらいなのでしょう。

○橋本警務部長 基本的に監督官というのは、警務部門の警察官を本部長ないしは警察署長が指定するというようになっておりますので、各警察署にあっては、警察署長が、警務課長か、もしくは小規模署にあっては副署長を指定するという形になりますので、それぞれの警察署には必ず1名の監督官がいるという体制でございます。

ただ、その1名の監督官だけで、すべての状況を見るのは難しいもんですから、この規則に定められた補助者というものを置くことになっておりますので、それぞれ警務課員、要は、取調べを担当しない部門の警察官をその監督官の部下といたしますか、補助者として指名することになっております。

そう考えると、全体的には小さい署では2名ぐらい、大きい署では3～4名ぐらい、こんなような規模の監督体制が構築できるというふうに考えています。

○川添委員 例えば、比較的大規模な警察署で南署とか北署、県警本部とかの場合ですと、監督官がそれぞれ1名に、補助者が3名ということですかね。

○橋本警務部長 今は最終的にどの程度の業務量が、どの程度の人員を張りつけるかというのは、最終的な4月1日に向けた作業を行っておまして、確定的なことは言えませんが、およそ3～4名ぐらいの体制になろうかというふうに思っております。

○川添委員 やはり大きな警察署の場合、複数の事件とかですよね、1つの事件でも複数の被疑者の取調べが各取調室で行われている場合ですよね。同時に3～4人の方がすべての取調室をマジックミラーでチェックするとかいうことはなかなか、同時間にするわけですよ、非常に人間的にもしっかりとチェックできる体制がとりにくいのではないかなというふうにふと考えたんですが、そこ辺はいかがでしょう。

○橋本警務部長 現在の試行段階において、大体その程度の規模でやっておりますけれども、特に、大きな支障は生じてないというふうに感じておりまして、そういう意味から今のような数字で4月以降もやっていくべきかなというふうに考えているところでございます。

○川添委員 これは、例えば、監督対象行為に触れるような行為、こういうのがもし認識された場合についての処分というのは、通常どういった処分を考えていらっしゃるのでしょうか。

○橋本警務部長 先ほど監督対象行為の中でも犯罪性云々という話もありましたけれども、明らかに、規律違反に該当するようなものがあれば、行った規律違反の形態に応じて、しかるべく処分を行うというのが基本的な考え方でございます。

○川添委員 監督対象行為の(7)番なんですけど、8時間を超えた取調べとか、それから深夜の取調べですね、この場合は、署長もしくは本部長の承認を受けると、これはどういった基準で一応承認を出すということになるのでしょうか。基本的には8時間以内とか、昼間の取調べですね、これを超える場合……。

○相浦警察本部長 ざっくりとしかお答えできませんが、この(7)は、アは10時から午前5時、夜中で言う深夜という時間帯に当たると思

います。イは8時間を超えるというのは、世の中の的に言うと、長時間の取調べということに多分該当するかと思います。

問題は、取調べそのものが適正なものとして最終的に評価をされるかどうかというのは裁判所の問題でございます。たくさんの裁判例がこれまで累積されておまして、例えば、犯罪の質、殺人事件であると、例えば重大な事件であると、その犯人の取調べについて非常に諸状況から見て緊急性を要する、あるいは他に代替手段がなくて、どうしても取調べで話を聞かない限り事実解明ができないとか、そういう状況がある場合は、裁判例を見ても、かなりざっくりといただきますか、かなり緩やか目にと取調べを例えば長く、あるいは深夜までわたるということは、一般的には許容されております。

ただ、今度は逆に、軽微な事件で、別に無理してきょう夜中まで調べなくてもいいじゃないのかと、それを無理無理取調べをしたような場合は、その取調べというのは正当ではないという評価を受けるというのが裁判例の傾向でございますので、結局、(7)は、最終的な指揮官である、本職ないし警察署長が全責任を持って、一連の警察活動自体の正当性を担保しながら、継続するということを見きわめてやっていこうと、こういう趣旨でございますので、御質問にはそれ以上のことはちょっとお答えできないということです。

○川添委員 例えば、非常に重要犯罪とかです、例えば殺人事件とか、非常に重たい犯罪で、非常に犯罪性というか、被疑事項濃厚な場合に深夜に取調べを行わざるを得ないというのは重々わかりますけれども、逮捕拘留された場合に重大犯罪で長時間取調べを行う場合と、まだ軽い最初の段階の被疑者の方に対する任意の出

頭取調べ、被疑事項の中身がケース・バイ・ケースだと思うんですね。その場合になかなか公表はできないでしょうけれども、重大犯罪に限るとか、そういった基準みたいなものはある程度今後出されていかれるのか、お尋ねします。

**○相浦警察本部長** 私どもが判断します。基準はありません。裁判例だけです。たくさんの裁判例が累積していますので、個別具体の中で検討するしかございません。

ただ、一般的に、要するに強制被疑者、逮捕拘留されますと、留置管理の問題で夜はちゃんと寝かせますし、食事の時間では食事をとらせますので、基本的には、留置場に入って以降は（7）に該当するような事態は通例生じません。ですから、要するに、逮捕される前に、被疑者取調べをするケースでアやイに触れることはあり得ません。典型的によくあるのは、深夜の時間帯にまさしく犯罪が発生して、その人を取り調べなきゃいかんと、これはしばしばあるんですね。ですから、そういう場合は、結局アに該当してくるんですが、これは一般的にはもう当然のことであるので言うまでもない。このアというのは、殊さらに深夜に取り調べるといふのがポイントなんだと思いますが、それもアやイに関してもですね、これまでの裁判例を念頭に置きながら、最終的な責任者がきっちり判断をしていくと。それで問題があれば、まさしくその犯罪捜査そのものが違法として問われるということをございまして、それは裁判所が決められることだと思っています。

**○川添委員** わかりました。

冒頭で、警察庁が発表された試験運用期間中の事例、ここに監督対象行為に触れるような行為が15件ほど行われたと、やはり体に触れるような行為とか、ちょっと威圧的な取調べもあつ

たように聞いておりますが、そういったところを重々踏まえた上で、4月以降の監督制度、人員の配置とか、それから手法、そういったものもしっかりと十分確立されて、また、都度やっ

ていかれるに当たって、やはりいろんな問題や課題点、そしてまた、抵触する行為があった場合の処分等、こういった部門についても随時また発表・公表なり、できる範囲で報告を今後していただきたいというふうに要望しておきます。

**○萩原委員** 勉強のために伺いますが、あすはわが身ですからね。誘惑は肩をたたいてやってこないと、非常に誘惑に弱い男ですので、いろいろ伺ってみたいと思うんですが、取り調べられるときに、その部屋に行くときに持って入れる物というのは、例えば、筆記道具だとか、ペンですね。紙だとか携帯とか、私は、たばこ吸いだから、たばこかそういうのは許されるんですか。

**○松尾刑事部長** 取り調べるために必要な機材、例えば、今おっしゃったペンとか紙類とか、被疑者がたばこを吸う被疑者であれば、被疑者のたばこか、そんな物は持って入っております。ただ、我々の取調官のほうの携帯は、中に入るときは持っていかせないというのは今、指導しております。

**○萩原委員** ある知り合いが、取り調べられるときは数珠を持っていけと、やかましく言われるときは、数珠を1、2、3、4と数えればよかつじやつと、そういう話もあったもんですから、そういう信心深い人で、数珠を持って入ることはかまわんわけですね。

**○松尾刑事部長** 数珠はですね、数珠が自傷他害、我々自傷他害と言っているんですが、留置場等で自分の身をあやめしめるとかいうのがよくあるんですけれども、そのために身につけて

いる物、例えば留置場の中で首をつるおそれがあるとかいうような場合は、ベルトを外すとかいろいろなことをしています。ただ、数珠が飲み込めるものかどうか、ばらっと外して……。

○萩原委員 取調室の場合ですよ。

○松尾刑事部長 ええ、取調室でもですね、取調官が目を離れたすきに、それをばらっと外して飲み込む、そういうものであれば、それはつけさせないというふうにしております。

○萩原委員 これもちょっと参考のために。食事は公費ですか、自費ですか。取調べ中、いわゆる任意出頭の場合の……。

○松尾刑事部長 任意の場合は、自分でやってもらっております。逮捕されておる場合は、これは公費で賄っております。

○萩原委員 あすは我が身じゃからですね、勉強のために聞きました。わかりました。

○相浦警察本部長 数珠ということで、これもなかなか一般論としては答えにくいんですけども、今、刑事部長が申し上げましたのは、専ら逮捕被疑者のケースで、私ども、逮捕した以降は、被疑者となられた方の身柄の安全というものを、真相解明以外に確実に安全を期して、心身に異常がないようにしていくというもう一つの大切な仕事がございますので、ただ一方で、犯罪にもよりますが、あちこちで時々そういう自殺企図みたいなこともありまして、その留置場内も全国的には時々聞きますし、あるいは留置場から出た取調室内ということもありますし、最悪、逃走を企図するというようなことがあります、そういう観点から最大限の注意を払いながらやっております。通常、数珠がというのは、刑事部長言いましたように、もしかすると、糸をぶち切って玉を飲んだらどうかということは私、多少気になりますし、そういう観点から

まずひとつ検討しなきゃいけないことだと。

あともう一つは、これは、そこまで考えるのかと言われるのかもしれませんが、後になって、お数珠を持たれていることが本人の完全にボランティアな意識だということが確実に担保されていけばいいんですが、言ってみれば、よくあるんですけどね、同様のケースはないと思うんですが、刑事から無理に数珠を持たされて神様に祈って本当のことを言えと、そう言わんばかりに取調べをされたから、こういう自白をしたんだというようなケースも考えられないじゃないわけなんですね。ですから、お数珠をもし持ち込まれたら、何で持たれるのかと、趣旨は何なのかということについてよく確認をして、そのTPOをよく見ないとはいけません、場合によっては、一筆とった上で、お数珠を保持してもらおうということもあると思いますが、ただ、いずれにしても、本質的には、お話を聞くということでございますので、できるだけ不要な物は持たないでいただきたいということで、恐らく説得をすることになります。

○福田委員 私も勉強のためにお聞きしたいんですが、取調べの透明化のポイントの中で監督体制ですね、これは非常に大きなところだと思いますが、あくまでも警察内部の方が監督をされるわけですから、対外的にいわゆる信頼性、公正性を見た場合に、第三者機関でのそういう監督体制等については、論議されたことはなかったんでしょうか。

○相浦警察本部長 これは、私ども宮崎県警察として、今の御質問……。

○福田委員 いや、全国的な問題です。

○相浦警察本部長 国家公安委員会で決まって、これをやりなさいということで始まっている仕組みなんですね。ですから、国家公安委員会で、

少なくとも、議事録で議論されたものを見ると、そういう議論は見当たっておりません。

○田口委員 交通事故対策でお伺いします。

昨年は非常に劇的に減って、高齢者対策は非常にうまくいっている部分もあるかと思いますが、その中で、もみじマーク、これは出たときも、初心者マークと比較しても、初心者マークは減点、ところが、もみじマークは、減点の上に罰金まであって、何かプライバシーの問題からも、75歳以上を表示していると、女性とかも非常に気になるんじゃないかと、ちょっと私も気にしていたんですが、先日、新聞を見たときに、何かもみじマークの見直しが検討だったか、するというような記事を見たんですが、それは事実ですかね。

○中原交通部長 今、委員の御指摘の件ですけれども、現在、法的には高齢者標識ですね、要するに、もみじマークは75歳以上の高齢者はつけなければならないというふうになっております。ただ、警察庁の方針といたしまして、いろんな御意見がある中で、広報啓発、要するに着用率を上げるように、着用してくださいということに重点を置いて指導していけということで、1年間は取締りを見合わせようということに現在なっておるわけですね。

その中で、もう一回道路交通法を改正して、75歳以上の高齢者も着用していただくんだが、その罰則で担保するという、要するに、罰則は外そうかという検討がなされておまして、この法改正以前がそうであったように、75歳以上は高齢者マークをつけてくださいと、これに対する妨害とか、幅寄せとか、こういうものについては取り締まっていきますよと、一般ドライバーに対してというのは従前どおりなんですけれども、高齢者御自身の立場から言うと、75歳以上

の高齢者の方は、表示はしてください、つけてください、ただし、罰則は設けないようにしますという案で、今、多分国会のほうで道路交通法の改正に向けて作業をしておるといふふうに承知しております。

○田口委員 ちょっと確認ですけど、罰則というのは、減点も免除、あるいは罰金も免除という方向にということですか。

○中原交通部長 そういうふう聞いております。

○田口委員 わかりました。

最後にちょっと、報告があったのかもしれませんが、私、聞きもらったのかもしれませんが、例えば、ことしもまもなく1カ月たちそうですが、前年比で死亡事故の推移はどうでしょうか。

○中原交通部長 昨年が1月末で4人亡くなったんですけれども、ことしは、現在6人亡くなっております。したがって、プラス2ということで推移しております、非常に厳しいスタートだというふうに認識しております。

○太田委員 先ほどの川添委員の質問である程度イメージはわかりましたが、取調官の関係ですが、透視鏡で見ている人が、取調べの状況を必ず見ているのか、ある事件の中の、例えば5分ぐらいは必ず見らないかとか、そういう定めがあるのかどうか、そこだけちょっと。ある程度取捨選択で、もう見なくていいというふうなところもあるのかどうか。

○橋本警務部長 取調べの状況を確認する手法として、この規則上認められているのは、まず、目視をなさいます。それから、そこにある取調べ状況報告書といった関係書類をチェックなさいますという選択肢が示されておまして、そのどちらを選択してもいいというのが基本的な規則上の建前になっておりますが、我々としては、

監督する側としては、なるべく視認するような努力をやっておるところでございまして、試行段階におきましては、おおむね視認はできているというような状況になっております。

○太田委員 わかりました。

○押川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 その他もないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして警察本部を終了いたします。

執行部の皆さん御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

---

午前11時7分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に入らせていただきます。お手元の文教警察企業常任委員会資料をごらんいただきたいと存じます。まず、表紙に記載いたしております目次をごらんください。本日、御説明いたします事項は3件であります。

まず、1点目の「宮崎の教育創造プランの変更について」であります。これは、宮崎の教育創造プランが「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」で議決対象となっておりますので、次期定例会に議案として提出予定としております、当該プランの変更の概要をあらかじめお示しするものであります。

2点目の「学校裏サイト」に関するアンケート調査結果について」であります。これは、小中学生、高校生を対象に、本年度、本県独自に実施いたしましたアンケート調査の結果がまとまりましたので、御報告するものであります。

3点目の「平成20年度全国体力・運動能力等調査結果について」であります。これは、小学校5年生と中学校2年生のすべての児童生徒を対象に、国が実施をいたしました調査結果が公表されましたので、本県の児童生徒の状況について御説明をするものであります。

私のほうからは以上であります。引き続き関係課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○金丸総務課長 同じ資料の1ページをお願いいたします。

宮崎の教育創造プランの変更についてであります。

1の趣旨につきましては、11月の常任委員会でも御説明した内容であります。教育基本法第17条の規定によりまして、地方公共団体は、教育振興基本計画を定めるよう努めることとされております。これを受けまして、本県では、「宮崎の教育創造プラン」を初めとする4つの既存の計画、これを宮崎県教育振興基本計画と位置づけることとしております。

4つの計画につきましては、その右のページ2ページの、表が2つございますが、下の表に掲げております。①教育創造プラン、②スポーツ振興基本計画、③生涯学習振興ビジョン、④就学前教育すくすくプランの4つでございます。この4つの計画のうち、宮崎の教育創造プランにつきましては、制度制定後5年以上経過しておりますことから、最近の法律、制度等の改正に伴う修正や、国が策定いたしました基本計画

との関係におきまして、追加記述を要する部分につきまして、必要最小限の変更を行うものがございます。

1 ページ、2 番目の変更の視点及び内容でございますが、法律・制度等の改正に伴う変更といたしまして、まず1点目に、学校教育法等の一部改正に伴う変更で、特殊教育を特別支援教育に、盲・聾・養護学校を特別支援学校に変更するなどの内容であります。2点目に、宮崎県人権教育基本方針の策定に伴う変更でありまして、同和教育を人権教育に変更するなどの内容でございます。3点目に、「障害」の害の字を平仮名に改める変更であります。

次に、(2)でございますが、国の教育振興基本計画の内容との関係に伴う変更につきましては、昨年7月に策定をされました国の計画では、学校施設の耐震化に向けた取り組みがうたわれておりますので、これに合わせまして、宮崎県教育創造プランにおきましても、これを追加記述したいというふうと考えております。

今後のスケジュールでございますが、「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」の対象とされておりますので、同条例第3条の規定に基づき、計画変更の議案を2月定例県議会に提出する予定としております。以上でございます。

**〇二見学校支援監** 学校政策課でございます。学校裏サイトに関するアンケート調査結果がまとまりましたので、御報告いたします。

初めに、お手元の別紙資料で、調査対象とする学校非公式サイト（学校裏サイト）の分類をごらんいただきたいと思っております。

まず、本調査における学校非公式サイト、いわゆる学校裏サイトの定義についてであります。小学校6年生から調査をいたしました関係で、

わかりやすくという意味でこのように定義をいたしました。「学校の公式サイト（ホームページ）とは別に、子どもたちなどによって立ち上げられた学校内の情報交換を目的としたサイト」といたしました。

さらに、下のほうに4種類示してございますが、これは、文部科学省が行いました青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査報告書の中で分類してある4種類でございます。このようなことをイメージしております。

資料の2枚目をお開きいただきたいと思えます。上の掲示板の例であります。これは、文部科学省が作成しましたネット上のいじめに関する対応マニュアル・事例集より抜粋しております。学校裏サイトは、このようなネット上の掲示板に立ち上げられるケースが多く、矢印の枠に書き込みます。そこに個人の誹謗中傷等が書き込まれるケースが出てくるということでございます。

下の書き込みの例をごらんください。これは実際のネット上の掲示板から抜粋したものです。このように「ばか」、「きもい」などの言葉で誹謗中傷することが多く見られるようであります。右側の数字は時刻をあらわしておりますが、1分2分刻みで書き込まれている様子が見られるように、短時間に数多くの書き込みが見られております。なお、黒塗りでいたしておりますのは、ハンドルネームと呼ばれますが、実名にかわるニックネームや年月日等については消させていただきました。国の調査でも「きもい」、「うざい」といった誹謗中傷の言葉、それからわいせつな言葉、それから「死ぬ」だとか、「消えろ」だとか、「殺す」などの暴力的な言葉がこういったサイトの中には見られるという報告もございます。

それでは、お手元の資料3ページをお開きいただきたいと思います。アンケート調査の概要についてでございます。1の調査の目的でございますが、学校の非公式サイト、いわゆる学校裏サイトの実態把握を行い、問題点を明らかにし、情報モラルの向上など、今後の指導に役立てるために実施いたしました。調査時期につきましては、昨年9月から10月にかけて実施いたしました。

3の調査対象校および対象者であります、(1)にありますように、小中学校各60校、県立学校28校の、計148校を対象に、(2)の④にありますように、1万2,000名を超える児童生徒を調査対象といたしました。調査対象は、小6から高3までの全児童生徒数の15.7%に当たります。その数を抽出して実施いたしました。

調査内容は、5に示しております。学校裏サイトに関する認知度や誹謗中傷を受けた経験、及びその対応の状況等を中心に調査いたしました。

資料4ページをお願いいたします。6に調査に関する総括としてまとめさせていただきました。(1)は、認知度が学年が上がるごとに上がるといった傾向。それから(2)には、誹謗中傷を受けた経験というのも、学年が上がるごとに高くなる傾向があるといったようなことをまとめております。どの学年におきましても、書き込まれた後に、保護者等に相談するなどの手だてをとっている児童生徒が少ないという実態も見えてまいりました。

それでは、内容について御説明いたします。資料5ページをお願いいたします。ここからの資料は、上段に特徴的なことをコメントとして述べております。中段にグラフ化しております。下段に具体的なデータを数値として示しており

ます。

まず、1の学校裏サイトの認知度についてあります。おおむね、グラフを見ていただきますように、学年が進むごとに増加しております。この質問は、「あなたの学校に関する学校裏サイトを知っていますか」と尋ねたもので、高校3年生が最も高く、15.1%、小学校6年生でも1.8%の児童が知っているという回答をいたしております。また、中学校1年生では、小学校6年生の約5倍に増加しているようなことから、これからの生徒指導の大きな課題でもあると思えます。

なお、自分の学校に学校裏サイトがあると知っているという回答した児童生徒が一人でもいる学校、つまり学校の公式なサイトではない、学校裏サイトの存在を子供たちが確認している学校の割合は、小学校が21.7%、中学校が76.7%、県立学校に至っては100%でございました。

次の6ページをお願いいたします。2は、男女別の認知度を問うたものです。すべての学年において、女子のほうが高くなっております。昨年1月に行いました携帯電話利用に関するアンケートでも、女子の所有率が高くなっておりましたが、それらとの関係もあるように思われます。特に高校生では、それぞれの学年、約2倍ほど女子のほうが高い割合が出ております。

次の7ページをお願いいたします。3は、学校裏サイトを認知した理由を聞いたものであります。白黒の資料でわかりにくいと思いますが、グラフをごらんください。高校2年生、3年生では、左から2番目の見たことがあるが最も多く、それに対して、小中学生は、左から2番目の友達から聞いたことがあるが最も多いようです。友人からの口コミにより知った場合が多いと思われます。

次の8ページをお願いいたします。4は、「学校裏サイトを見るために、パスワードは必要ですか」という問いです。小中学生では左端の黒っぽく示されたパスワードが必要である、及びその右側の必要なものもあると答えている児童生徒の割合が高くなっています。携帯電話を使って一部の狭い仲間関係で、ほかに知られないようなやり取りが多いのではないかと推察されます。それに対しまして、高校生では右端の必要ないが最も多いようです。見る範囲が広がるとともに、だれでも見たり、書き込んだりできる大型掲示板等へのアクセスが多いのではないかと考えられます。

次の9ページをお願いいたします。5は、学校裏サイトによる誹謗中傷の被害経験度であります。小学校6年生は0.1%、調査対象の1,608名のうちわずか1名ということではありますが、嫌な気持ちになったと回答をしております。学年を追うごとにその割合が高まり、最も多かった高校2年生では1.3%、調査人数中の28名でございました。全体的に調査前の予想よりも低い割合ではございました。しかしながら、すべての学年において、実際に嫌な気持ちになった子供が存在したということは事実であり、何らかの対応が必要であると考えております。

次の10ページをお願いいたします。6は、誹謗中傷が書かれた後の対応についてであります。すべての学年において、左端の灰色で示された何もしないの割合が最も高く、だれにも相談できないなど、適切な対応策を知らない、あるいはとれない児童生徒もいるのではないかと考えた心配もございます。

次の11ページをお願いいたします。7は、友人や先生等への誹謗中傷を見た経験についてであります。5の自分の場合に比べて3倍から4

倍ほど高い割合を示しました。また、学年が進むにつれて増加している傾向も見られます。

次の12ページであります。8は、友人や先生等への誹謗中傷を見た後の対応についてです。この場合も、先ほどの例と同じように、何もしない児童生徒の割合が6～8割となっている状況でございます。自分のことではないとはいえ、本人へ伝えたり、保護者や先生に相談したりするなどの割合が高まっていくことが望まれるところでございます。調査結果につきましては、以上でございます。

資料の13ページ、14ページには、実際に使用しましたアンケート調査用紙を添付いたしております。今回の調査を実施いたしまして、学校裏サイトの存在を知らない児童生徒も多く、今のところ、誹謗中傷を受けた児童生徒の割合など、それほど高いものではないと考えております。

しかしながら、大きく3点、1つ目は、多くの学校に学校裏サイトが存在すること、2つ目に誹謗中傷の事実があること、3つ目にそれらを見つけた場合に適切な対応ができていないと言いがたいことなど、解決しなければならない問題点が明らかになりました。

今後、傾向としては、拡大するのではないかと考えた心配もしているところでございます。県教育委員会といたしましては、今後の対応として、早期発見、早期対応、及び未然防止の観点から、具体的な手だてを検討するとともに、関係機関との連携を図りながら、学校に対する情報提供や指導、及び家庭に対する啓発なども進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○得能スポーツ振興課長** 資料の15ページをらんください。平成20年度全国体力・運動能力

等調査結果についてでございます。

この調査は、国が従来全国の小学校から高等学校の全学年を対象に学校抽出で調査を実施していたものを、今年度からこれに加えて、小学校5年生と中学校2年生の全児童生徒を対象に調査が行われたものでございます。今回、その調査結果がまとまりましたので、報告をさせていただきます。

まず、1の調査結果についてでございます。横に握力や上体起こしなど調査項目を示し、縦に項目ごとに全国平均値、本県平均値、そして全国平均値と本県平均値の比較を示しております。

調査項目につきましては、小学校5年生が握力など8項目、中学校2年生が、持久走とシャトルランが選択実施にはなりますけれども、9項目でございます。全国平均値以上を二重丸で示し、全国平均値未満の項目を黒い三角で示しております。

ごらんのように、1の(2)、小学校5年生女子の立ち幅跳び、及び(4)の中学校2年生女子の長座体前屈を除くすべての項目で、全国平均値を上回った結果が出ております。

この中でも特に、(3)中学校2年生男子の持久走、及び20メートルシャトルランにつきましては、全国平均値との比較において突出してよい結果が出ております。

一番右側にお示しております体力合計点をごらんください。調査項目の成績を1点から10点に得点化して総和した合計点の全国平均値と本県平均値の比較をお示しております。いずれの学年も全国平均値を上回った結果が出ております。

これらの調査結果から2の分析・考察に記載しておりますが、本県の児童生徒の体力・運動

能力の状況は、全国の状況に比べ良好であるととらえているところでございますが、全国の平均値を下回っております小学校5年生女子の立ち幅跳びと中学校2年生女子の長座体前屈は、今後改善のための対策を講じる必要があると考えております。

これらの結果につきましては、県独自に平成16年度から小・中・高等学校の全児童生徒を対象に、体力・運動能力調査を実施し、その結果分析をもとに、各学校独自の体力向上プランを作成いたしますとともに、年間を通じた具体的、継続的な実践を行ったことや、平成17年度以降、子ども体力育成事業や子ども体力アップ事業としまして、学校現場と連携を図りながら、さまざまな事業に取り組んでまいりました成果であると考えているところでございます。

今後は、この調査結果を詳しく分析をしまして、体力向上に係る諸事業や各学校での取り組みの改善充実を図り、子供たちの体力向上にさらに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○押川委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項につきまして質疑はございませんでしょうか。

**○図師委員** 最初に、学校裏サイトの件でお伺いしたいんですが、やはり驚いた内容は、5ページの裏サイトの認知度のところ、特に、後半部分でありましたが、自分の学校に関する裏サイトを知っているかという問いに、児童生徒が答えた割合ですね。小・中・高、特に高校生に至っては100%が裏サイトの存在を知っている、それも自分の学校のことですね。それと連動して、誹謗中傷を受けた割合も多くなっていますので、これの対策として、県警本部のほうに

サイバーテロ対策室とかいうのもあるかと思  
いますけど、そういうところ、専門の機関と連  
携をとって、そういうサイトは、ある程度強  
制的に閉鎖とかいうような対策というのは打て  
ないんじゃないでしょうか。いかがでしょう

**○二見学校支援監** サイバー対策室のほうには、  
各学校から危険度を知らせるような講話をし  
てほしいとか、あるいは対応・対策を指導し  
てほしいとかいうことで、講座の依頼がたく  
さん行っているというふうには聞いておりま  
す。学校裏サイトというふうに、公式サイト  
とは別につけていますけれども、その中にも  
健全な情報交換といいますか、激励し合う  
といったようなこともあります。私が心配し  
ておりますのは、やはりネット上のいじめ  
につながったり、あるいはそれに張りつけ  
てあるコマーシャルの出会い系であったり、  
アダルト系であったり、ワンクリックで  
すぐつながるようなのが張りつけてある  
と、そういったことのほうが気になってい  
るところです。もちろん、誹謗中傷等が書  
き込まれたものについては、これまでも  
相談を受けて、サイバー対策室とも相談  
して、削除に動いたケースもございま  
すけれども、それは今後とも続けてい  
きたいと思っております。

**○凶師委員** 対策の一つとして、例えば、教  
育委員長名なり教育委員会の公式なコ  
メントなり、これは警察本部でもいい  
と思うんですが、あえて裏サイトに公  
式的なコメントを掲示して、今後の  
コメント投稿の抑制を図るような、  
例えば、今後こういう誹謗中傷を  
続けると、犯罪性があるかどうか  
わかりませんが、摘発・検挙の  
対象となりますとか、そういう  
ようなことでの注意を促すよう  
な投稿というのはできない  
ものではないでしょうか。

**○二見学校支援監** この結果がまとまりました

けれども、まだ、各学校とか市町村教育委員会  
にもお届けしておりませんので、あわせて、今  
御指摘いただいたようなことについても、きち  
としたコメントを載せながら周知していき  
たいと思っております。

**○凶師委員** ぜひ、積極的な取り組みを期待  
したいと思います。

もう一つ、スポーツ振興課のほうからの御説  
明の内容、非常に体力の調査結果、運動能力の  
調査結果、全国と比較してもいい成績が出  
ているのは喜ばしいことなんですが、以前  
いただいた資料の中では、全国の中で何  
位にランクしているかというところま  
での資料をいただいていたかと思  
うんですが、それも九州では軒並み  
1位、全国でも上位5位、6位ぐ  
らいにずっと入っておったかと思  
うんですが、その小学校、中学校  
までの体力の内容は素晴らしいん  
ですが、これが高校に行ったら  
どうか、また、社会に出たとき  
にどうか、例えば、県体がどう  
だった、国体がどうだったとい  
うような順位に比例している  
かといいますと、全国大会にな  
ってしまうと、成績が伸び悩  
んでいると、体力がイコール  
競技力につながっていない  
というようなところも逆にか  
いま見えてくるのかなという  
気はしているんですが、これ  
がだから、高校総体なり、  
国体でも上位の成績につ  
ながるようなのを、連携  
といいますか、指導力の  
向上にもあわせてつな  
げていく必要があるん  
だろうなと思っております、  
そのあたり何か御見  
解あればお聞かせくだ  
さい。

**○得能スポーツ振興課長** 一口に言いま  
して、体力の向上が見  
られれば競技力も上  
がるだろうなとい  
うふうなことは大  
体想像はつくん  
ですが、しかしな  
がら、必ずそう  
ですということ  
もなかなか言  
い切れないとい  
う部分も考  
えてお  
ります。ただ、  
今回このよ  
うな良好とい  
うふ

うな結果が出たところでありますので、これらは取り組んだ児童生徒たちのいわゆる自信につながるという部分だと思えますし、今後、ますます自分の体力について高い関心を持つであろうし、運動好きになっていくのではないかとというふうなこともあると考えております。

したがって、やる気、あるいは元気が出てくるというようなことも考えて、活性化が図られる、そのことがやはり競技力向上にもつながっていくのではないだろうかというふうに考えているところでございます。

**○図師委員** 全くそのとおりだと思います。今、言われたように、体力はある、だから原石としては非常にいい生徒さんなりが多いわけであって、それを磨くためのいわゆる指導力、指導者の養成というのをおわせて今後力を入れていければ、先ほど言った全国大会等においての高成績につながっていくということも十分考えられますので、そのあたりも踏まえての今後の体制づくりを期待したいと思います。以上です。

**○押川委員長** ほかにございませんか。

**○田口委員** 裏サイトについてお伺いします。

7ページのところですが、学校裏サイトを認知した理由の中身がございしますが、まだ、ある程度救われた部分は、自分で書き込みをしたというのが非常に少ないということですね。そういう意味では、そういう誹謗中傷する人もまだ非常に限られた数であるというのは、まだちょっと救われたこと。ただ、これは絶対今後ふえてくるものだと思っております。

これは、全体のアンケートの中で、都市部と中山間地というのは何か顕著な違いがあるのか、あるいは大規模校とか小規模校とか、そういう何か違いがあったか、ちょっと教えていただきたいんですが。

**○二見学校支援監** これだけの数を抽出したんですが、今のところ、そこまでの分析はいたしておりません。ただ、横浜市が、市立中学校すべて調査したというデータが新聞に出ていたけれども、中学校に裏サイトが存在するという率からいきますと、横浜市より宮崎県内のほうが高い状況でございましたので、もうそういった大都市部との差もない、そういったネットの広がりだというふうにはちょっと危機感を持ってとらえております。

**○田口委員** そして、このアンケートに基づいて、県教育委員会は、これをどう使うんですか。何か今後の対策に考えているんでしょうか。

**○二見学校支援監** 各学校の生徒指導主事等が、これは自分の携帯電話ですけれども、ネットパトロールを自主的にしていただいているところもございします。そういった個人的な力をお願いをしているだけではなくて、県として何か全県的な取り組みができればいいとは思っておりますけれども、また、検討を進めてはまいりたいというふうに思っております。

**○田口委員** ほとんどの書き込みが携帯からだと思うんですが、所持率とかいうのは、調べてはいるんでしょうか。

**○二見学校支援監** 所持率につきましては、昨年の1月からの調査で実施しております。大まかに言いますと、利用率ということで調査しておりますので、小学生が自分ののか、親のかというのはちょっと区別つきませんが、小学生では26.1%が利用していますと答えております。それから、中学生においては37.6%。高校生に至っては、88%が携帯電話を利用しているという回答を得ております。

**○田口委員** 私の娘も今、中学3年で携帯は持たせておりませんが、今度、高校生になったら、

多分持たせろと言うのかもしれませんが、今、全国的に教育委員会も含めて、子供の携帯電話の使用に関していろいろ物議を醸していますけれども、宮崎県の教育委員会としては、この携帯電話の子供たちの使用というのは、どのようにお考えなのか、親に対して使わないように指導というか——購入させないように指導していく方針なのか、ございましたら教えていただきたいと思います。

**○二見学校支援監** 先ほど申しあげました携帯電話の調査の時期にも保護者への啓発として、使わせるならフィルタリング機能をつけてくださいとかいったような啓発資料も出してはおるんですが、今回、裏サイトといった新しい側面からの調査でございました。国のほうも便利さより危険性のほうを重視して、一律禁止だったり、原則禁止だったりというのがまもなく、恐らく通知が出るんだと思いますが、今のところ、県として、一律禁止ですといったような通知を出す予定はございませんが、これまでも各学校では必要ない物は持ってきたらだめですよという、もう入学の当初からルールづくりをして、ルールの説明には使っておりますけれども、新しい子供たちが持つ道具、便利な物として、今後、最終的には親の判断かなというふうには思いますけれども、学校として、必要ない物は持ってくるなという姿勢は強めていかないといけないというふうに思っております。

**○田口委員** 最後に、裏サイトをとめさせる手段というのは何かないんですかね、サイトそのものを削除させるというのは。私は、そういうのは技術よくわかりませんが。

**○二見学校支援監** 特に、大型の掲示板というのには、莫大な量が入っております。例えば、そこに〇〇中学校集まれと言いますと、いろん

な書き込みが行われます。もちろん、誹謗中傷でない、お互いのやり取りというのもあります。そこに誹謗中傷があった場合には、これはいつまでも残しておくわけにはいかない、消してもらわないと困るとするのは、管理者であったり、それからサイトの運営者であったり、そういったところに相談すれば削除はできます。ただ、ことしの例ですが、1カ月以上やはりかかった例もございました。

**○井本委員** 裏サイトの件ですが、私も、インターネットで碁をやっているんですけどね。そうすると、時々、中にそれこそひどいののしりの言葉を書いてくるのがおるんですよ。今、碁が子供の中でもはやっておるものだから、「あ、これは子供だな」と私はぴんと来るんだけど。やっぱり言われただけでも気分悪いんですよ、あんなのに書かれてもね、ましてや子供が——日本人は昔から恥の文化と言われてはいますけどね、やはり人様の目というのを非常に気にする文化でしょう、日本人というのは。それがね、こんなのを書いて、そして見る人たちがたくさんおるというのになったらですよ、図太い子だったらいいけども、やっぱり繊細な子もたくさんおるわけですからね、日本人は特に繊細です、みんな。だから、そういう子が傷ついてどんな大人になるのかという、いずれにしても、世の中に出ていけばね、傷つくことはたくさんあるんだけど、小さいときに傷を負うとね、その傷をいつまでも引きずることがありますからね。やっぱりこれは何らかの形で、できないようにせないかんという気がするんですが、まず一つは、教育を徹底して、こういうことで人を傷つけちゃいけませんよということを、教育で徹底することがまず必要だと思いますね。

それから、皆さんがいろんな対処法をやって

ましたけど、もう一つ、最初、図師委員が言われたように、これは犯罪に当たる可能性がありますよということを、そして一遍ぐらひは国に要請して、逮捕者を出すぐらひのことをやって、本当、これは犯罪ですよというようなことをよく認識させないかんという気がしますね。そんなことで——考え方はちょっとあれですが、もう一度その辺の思いを聞かしてもらおうと……。

**○二見学校支援監** 匿名性があるというのが非常に何でも書けるということだったんだと思いますが、最近の新聞報道等を見ましても、誹謗中傷、名誉毀損で摘発されたといったようなケースも出ておりますので、やはり無責任な書き込みだけでは済まない、特定することも可能だよといったようなこと、そういったことも今回のこのデータ提供と同時に、また啓発もしていきたいというふうに思っております。

**○太田委員** ちょっと初歩的なことを聞きますが、「公式サイト」、公式サイトというと、いわゆる義務教育の小学校から中学校、そして県立高校までそれぞれが公式サイトを持っているという理解でいいんですかね。

**○二見学校支援監** すべての学校ではございませんが、ほとんどの学校に校長先生のあいさつが入ったり、校歌が流れたり、そういった公式サイトはございます。

ただ、更新するための技術とかそういったこともありますので、なかなかその技術を持たない学校については、開設もできないとか、更新もできないといった現実もございます。

**○太田委員** その公式サイトを設定するときには、それはそれぞれの学校の予算の中から対応していくということになっているんですか。

**○二見学校支援監** はい、各学校の責任でホームページを立ち上げております。

**○太田委員** その公式サイト目的というのは、何なんですかね。

**○二見学校支援監** 私も、以前、学校におりまして立ち上げておりましたが、物すごい数のアクセスがございます。それは延べ人数がカウントされるようになってはいるんですが、北海道の方が、懐かしくてアクセスしましたとか、そういったように、自分の母校である学校の状況を知りたいといったようなアクセスもあるのは確かです。

**○太田委員** なぜ、こういうことを聞いたかという、母校の愛着とか、そういうのはなるほどなどわかりました。

最近、ちょっと私も感じたのは、各学校で、「うちの学校では、この子たちが全国大会で優勝しました」とか、そういうのが学校の壁に張ってあったりするんですよ。この学校は体育で頑張っているんだとかいう意味では、その学校の特色を知らしめる。そしてまた、生徒にうちにもおいでよという意味での広告というふうに、いい意味での広告と、いいほうに解釈するんですが、私の小さいころは、転校何回も繰り返しまして、有無を言わず、その学校に行かないかんかったもんですから、公式サイトとかいうものが、例えば、学校を選ぶということの取捨選択の対象になるような社会もいかなものかなと思う気持ちもあったもんですから。今、言われたように、母校に対する郷愁とか励ましとかいう意味があるとするならいいのかなとは思っています。

この裏サイトの問題なんですけど、やっぱり何かしら今の社会が——昔はほとんど、私たちの小さいころは、そういう情報は流れなかったし、学校がどこがいいとか悪いということもできなかった。行った地区の学校に行か

ざるを得ないというようなね——そういうことで、何か社会がのぞき見の社会になったような気がするんですよ。人の評価とかそんなことにも気を使わざるを得ないとか、そこでまた傷つくというようなことで、私、子供たちにも多少、何というかな、自分の評価は自分で決めよう、人のこういうのを見ないという、最初から見ないということの子供に教えてあげて、何かそういうことも教育の一環としてやらないかなのじゃないかな、恐る恐る開いていくということ自体がね、もうどつぼにはまったような社会に行ってしまうし、そういうのを見ないということ、そして自分の評価を自分でしようという自信をつけさせる教育も必要なのかなと思ってですね、社会のこういう風潮に対してはちょっと思うところがありまして言いましたけど、そういう自信を持たせる教育も何かしていただきたいなという気がいたします。自分のうわさを知っているのは、半径500メートル以内のことですから、北海道に行ったら私のことはだれも知りません。どんなに誹謗されても結構ですよというような思いにさせていく力強さも必要なのかなという気がしましたね。意見があれば……。

**○二見学校支援監** 誹謗中傷が書かれたのをそのままにしておく危険性というのも最近言われております。それから、今、御指摘いただきましたように、やはり自信を持ってそれに耐える、あるいは対応できる力も育てないといけないと思いますし、情報モラルと一言でいいますが、子供たちにつけなければいけないのはそこらあたりからかなというふうに考えております。今後また、いろんな検討を進めながら取り組んでいきたいというふうに思います。

**○川添委員** 裏サイトに関連しまして、今後、増加が予想されるとおっしゃられたわけですが

ど、増加が予想されるのであれば、このアンケートは実態調査の一つだと思いますが、具体的に、各学校に何校ぐらいサイトがあって、どういった陰湿な犯罪性につながるもの、事例があるのかというのをもうちょっと毎年、ある程度各学校に担当者を設置して、しっかりと件数まで把握して、またこの文科省が出しているような書き込みの事例、これだけ非常にたちの悪い書き込みが行われているんですよというのを公表するとか、具体的なやり方とそれから件数の把握を今後やっていかれる考えがあるかどうか。

**○二見学校支援監** 全体的な傾向はこれでつかめたというふうに思います。あとは、各学校が、恐らく教師は知らなくて生徒だけが知っているといったような状況もあると思いますので、まず、現実を伝えた上で、各学校、ネットパトロールを強化するなり、やってないところは取り組んでいただくなり、そういった具体的な取り組みも今後指導していきたいというふうに思っております。

**○川添委員** 教育委員会として、きちっと件数を今後、例えば1年ごとに集計、実態を把握していくために集計していくことを検討するかどうかです。これはいかがでしょうか。

**○二見学校支援監** 国の調査の中にもいじめの対応という中に、ネットあるいは携帯電話等による誹謗中傷を受けたといったような調査項目もございますので、まだまだ数は少ないんですけども、そこら辺を厳密に報告をもらったり調査するには指示していきたいというふうに思っております。

**○萩原委員** 私が子供だったらですよ、こういうアンケートをすると、「おれも見てみたいな」という気持ちをそそられないとも限らない。だから、これは川添委員とはちょっと違うんです

けど、アンケートというのは、余りしょっちゅうするもんじゃないんじゃないかなと、こう私は思うんですね。

私は、要望ですけれども、こういうのはここそこそそ対応するんじゃないなくて、先ほど井本委員もおっしゃったように、やっぱり教育委員会でぴしゃっとこういう教育を子供たちにするということと、PTAでも積極的にこういう問題は取り組んでほしいと思うんですね。犯罪につながるんだと、犯罪なんだということを一方ではしながら、ぜひ、内向きの指導じゃなくて、やらないかんことはぴしゃっとPTA、学校の教育現場と取り組んでいただきたいということを要望して終わります。

**○松村副委員長** 裏サイトの件でちょっとお聞きしますけれども、携帯持っていたり、パソコン持っているのは、小学生から高校生は持っているかもしれませんが、学校現場での個人の携帯の持ち込みとか使用というのはされていないんですね。

**○二見学校支援監** 原則持ち込み禁止という学校がほとんどであります。中には、保護者のいろんな要望で、「学校では電源切りますよ」、「預かりますよ」、「帰りに返しますよ」といったような方法をとっているところはあります。高校によっては、定時制あたりは、なかなか持ってきたらだめというようなこともできませんので、そういった学校以外は、ほとんど原則禁止という扱いをしております。

**○松村副委員長** 現実的にはほとんど学校内では書き込みであるとか、いろんなのはしてないということですね。

もし、そういう現場というか、そういうのがあったらやわらかく指導しているだけなんですか。

**○二見学校支援監** 都市部といたしますか、いろんな生徒指導の会で全国の皆さんと会うと、授業中に携帯の着信音が鳴ったり、あるいはメールしている様子があるといったような報告は聞きましたけれども、県内で、そういった報告は今のところ、大きな問題になるようなケースとしては聞いてはおりません。もちろん、見たら取り上げて、帰りに返すなり、そんな方法はとっていると思いますが。

**○松村副委員長** 今、最初の事例でいただいた分ですけど、これは日曜日なのか、土曜日なのか、平日なのかわかりませんが、ネット上の掲示板の時間というのが10時16分とか13分とかありますよね、これは2時間目か3時間目か、それとも平日なのか、日にちが書いてないからわからないんですね。

**○二見学校支援監** これは日曜日でございます。

**○松村副委員長** わかりました。

できたら、萩原委員の話もありましたけれども、PTAの御理解を得ながら、もうちょっと積極的に学校内での「持ち込まない」、「使わない」という原則の強化をしていただいたほうがいいのかなという思いがありますけれども。

**○満丸教育次長（教育振興担当）** 実は、昨年の7月に文科省から児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取り組みの徹底についてという通知が出ておまして、まず1つ目は、学校における利用実態を把握すること、2つ目が携帯電話の取り扱いに関する方針を明確にすること、3つ目がネット上のいじめに関する取り組みを徹底することということで、その取り扱いの1番目に、小中学校では、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止とすると、2つ目に、通学時の安全などやむを得ない事情がある場合は、居場所確認や通話機能に限定した携帯電話

の持ち込みは認める。しかしながら、持ち込みを認める場合は、校内での使用を禁止、登校時預かり下校時返却などの措置を講ずるというふうになっておりまして、その通知に基づく以前から、県内ではほとんどの学校が自主規制といえますか、学校には不要な物は持ち込まない、持たせないというふうになっておりますので、こういった通知を踏まえて、この趣旨にのっとり、さらにきちっと徹底を図っていきたいと、そういうふうを考えております。

○黒木学校政策課長 本県の高等学校におきましては、高等学校PTA連合会のほうで携帯を買ってやらない、持たせないというような取り組みをずっと続けていただいているところです。ただ、現実にはかなりのパーセント、先ほどもありましたが80%、女子生徒に至っては90%を超えるぐらいの所持率ということなのですが、そして、学校におきましては、持ち込まないと、学校に持ってこないということで、もし、学校で持っているの——使っているんじゃない、持っていることを見つけたら預かる、そして、保護者を召喚して指導するというようなことをやっております。ですから、学校の中でこういうサイトに書き込むというようなことは、平日はないというふうに思っております。

○押川委員長 よろしいですか。

○松村副委員長 はい。

○押川委員長 その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして、教育委員会を終了いたします。

執行部の皆さんは御苦勞さまでございました。  
暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時57分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして委員会を終了いたします。

午前11時57分閉会